

第1四半期報告書

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第1四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

株式会社ユビキタス

(E05719)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	8
第4 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
(1) 【株式の総数等】	8
【株式の総数】	8
【発行済株式】	8
(2) 【新株予約権等の状況】	9
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	13
(4) 【ライツプランの内容】	13
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	13
(6) 【大株主の状況】	13
(7) 【議決権の状況】	14
【発行済株式】	14
【自己株式等】	14
2 【株価の推移】	15
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	15
3 【役員の状況】	15
第5 【経理の状況】	16
1 【四半期財務諸表】	17
(1) 【四半期貸借対照表】	17
(2) 【四半期損益計算書】	19
【第1四半期累計期間】	19
(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】	20

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】	21
【簡便な会計処理】	21
【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】	21
【注記事項】	21
【セグメント情報】	23
2 【その他】	24
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	25
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月13日
【四半期会計期間】	第10期第1四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）
【会社名】	株式会社ユビキタス
【英訳名】	Ubiquitous Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 家高 朋之
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号 新宿ファーストウエスト
【電話番号】	03 - 5908 - 3451
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 榑木 玲子
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号 新宿ファーストウエスト
【電話番号】	03 - 5908 - 3451
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 榑木 玲子
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第1四半期 累計(会計)期間	第10期 第1四半期 累計(会計)期間	第9期
会計期間	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
売上高(千円)	198,813	198,219	1,159,633
経常利益(千円)	47,394	31,845	470,888
四半期(当期)純利益(千円)	27,829	16,821	183,547
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金(千円)	511,000	539,150	524,675
発行済株式総数(株)	83,630	85,570	84,600
純資産額(千円)	1,637,873	1,834,569	1,787,193
総資産額(千円)	1,730,609	1,923,869	2,074,677
1株当たり純資産額(円)	19,574.53	21,591.68	21,294.92
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	332.93	199.57	2,195.18
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	327.56	189.17	2,128.14
1株当たり配当額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	94.6	95.0	85.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	128,649	46,331	469,525
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	12,371	634,764	430,000
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	39,038	28,883	60,074
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	516,064	1,035,596	418,280
従業員数(人)	30	38	34

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	38
---------	----

（注）1．従業員数は、就業人員です。

2．従業員数が当四半期中において4名増加したのは、業容拡大に伴う中途採用によるものです。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社は、組込みソフトウェア事業の単一セグメントであるため、生産、受注及び販売の状況につきましては、当社の販売形態別に記載しております。

(1) 生産実績

当第1四半期会計期間の生産実績を販売形態別に示すと、次のとおりです。

販売形態別	当第1四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	前年同四半期比(%)
ソフトウェア受託開発(千円)	22,769	162.6

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. ソフトウェア使用許諾及びサポートについては、生産という概念と馴染まないため記載しておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期会計期間の受注状況を販売形態別に示すと、次のとおりです。

販売形態別	受注高 (千円)	前年同四半期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同四半期比 (%)
ソフトウェア受託開発	71,500	510.7	71,500	-

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. ソフトウェア使用許諾及びサポートについては、受注という概念と馴染まないため記載しておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績を販売形態別に示すと、次のとおりです。

販売形態別	当第1四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	前年同四半期比(%)
ソフトウェア使用許諾(千円)	183,987	115.2
サポート(千円)	14,232	56.7
ソフトウェア受託開発(千円)	-	-
合計(千円)	198,219	99.7

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 前第1四半期会計期間及び当第1四半期会計期間の主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	前第1四半期会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)		当第1四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
任天堂株式会社	159,500	80.2	135,683	68.5

2【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものです。

(1) 業績の状況

毎期第1四半期会計期間は低めの進捗率となる傾向にありますが、当第1四半期会計期間においては通期業績予想に対して売上高で16.4%、純利益で7.0%の達成率となり、おおむね当初の見込み通り推移しております。
形態別の内訳では、ソフトウェア使用許諾売上高183,987千円、サポート売上高14,232千円となりました。

分野別の業績については以下のとおりです。

ネットワーク関連のうち、ゲーム分野は、昨年度のような話題性のある大型ゲームソフトの発売はなかったものの、比較的堅調に推移しました。

また、ネットワーク分野においては、前事業年度に引き続きセットトップボックスのサポートによる売上高を計上したほか、国内大手電機メーカーが昨年9月に発売したレコーダーに搭載された「Ubiquitous Network Framework」も堅調に量産ロイヤルティを獲得しております。さらに、「Ubiquitous DTCP-IP」は国内大手電機メーカーが本年5月に発売したテレビに搭載され、量産ロイヤルティを獲得しております。

データベース関連では、検索、ソート機能の機能強化に加え、データ挿入・更新・削除の大幅な性能向上を実現し、従来版と比較して、データ挿入・更新で約2倍、データ削除で約10倍近い処理速度を向上させた Ubiquitous DeviceSQLの最新バージョン4.3の開発に成功し、5月より販売を開始しました。また、潜在顧客向けの技術セミナーも引き続き開催し、採用拡大に向け営業活動を継続しております。

デバイス高速起動関連では、市販の携帯ネットワーク端末上で、完全に電源を切った状態から Android を高速起動することに成功し、本年5月に開催された「組込みシステム開発技術展 ESEC2010」においてデモンストラーションを行いました。また、「Ubiquitous QuickBoot (以下 QuickBoot)」を株式会社アットマークテクノの組込みプラットフォーム「Armadillo (アルマジロ)シリーズ」に適用し、中小規模の組込みシステムに対する QuickBoot の採用を促進していくことで協業することを発表いたしました。今回の協業で、Armadillo シリーズに QuickBoot を搭載した製品をラインアップし、本年秋からの販売開始を目指します。QuickBootは、国内外の展示会でも引き続き、高い関心を集めており、製品採用に向けての営業活動を継続しております。

営業費用面では、役員及び従業員等の人件費として117,566千円（前年同四半期比24.6%増）を計上し、また、不動産賃借料等の経費として122,021千円（同10.9%減）を計上いたしました。なお、これらの人件費・経費のうち研究開発費は27,194千円（同10.1%増）です。

以上の結果、営業利益30,217千円（同31.5%減）、経常利益31,845千円（同32.8%減）、四半期純利益は16,821千円（同39.6%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ617,315千円増加し、1,035,596千円（前年同四半期比100.7%増）となりました。

当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、46,331千円（前第1四半期会計期間128,649千円の取得）となりました。これは主に、未払金の減少額43,032千円、及び法人税等の支払額153,559千円によるものです。一方、収入の主な内訳は、税引前四半期純利益31,845千円、非現金支出費用24,910千円、及び売上債権の減少額118,948千円です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は、634,764千円（同12,371千円の使用）となりました。これは主に、定期預金

の払戻による収入600,000千円、及び差入保証金の回収による収入62,804千円によるものです。一方、支出の主な内訳は、販売用ソフトウェア等の取得による無形固定資産の取得27,504千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、28,883千円（同39,038千円の使用）となりました。これは主に、新株予約権の行使による株式の発行による収入28,950千円によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題は、特にありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期会計期間における研究開発活動の金額は、27,194千円です。なお、当第1四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

ネットワーク関連のうち、ゲーム分野は、第2四半期以降に人気タイトル発売が予定されており、堅調に推移すると思われます。また、ネットワーク分野においては、家電製品を中心に採用が進み、量産ロイヤルティも収益に寄与しております。第2四半期以降はさらなる採用拡大を目指すとともに、セットトップボックス案件の対応を行ってまいります。

セットトップボックスとは、デジタル放送の受信機能に加え、テレビを利用したインターネットの利用など、一般家庭向け統合サービス端末としての機能を持つ機器のこと。

データベース関連では、既存見込み客との成約を目指すと同時に、セミナーやトレードショーなどを通じて新規見込み客を獲得し、デジカメを中心としたロイヤルティだけでなく他の機器への搭載を積極的に推し進め、さらなる収益向上を目指します。

デバイス高速起動関連では、開発体制の構築、及びさらなる研究開発も順調に進み、第2四半期移行も引き続きブランドと製品の認知を高めるため国内外でのマーケティング活動に積極的に取り組み、開発用ライセンスの提供による売上高の計上を目指します。

以上、分野別の動向を記載しましたが、世界経済の動向が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があります。世界的な失業率の上昇、最終需要の低迷など、今後も景気が停滞あるいは後退する恐れがあり、景気が停滞あるいは後退した場合、これまでは堅調であったゲームが買い控えられたり、機器メーカーのネットワーク対応意欲が減退したりすることで当社の経営成績は伸び悩むことになります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第1四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末より150,807千円減少して1,923,869千円となりました。流動資産は、売掛金や繰延税金資産の減少により前事業年度末より102,958千円減少して1,314,580千円となり、固定資産は差入保証金の減少等により47,849千円減少し609,288千円となりました。

一方、負債は、前事業年度末より198,184千円減少して89,299千円となりました。流動負債は、未払金や未払法人税等の減少により前事業年度末より206,398千円減少して81,085千円となり、固定負債は資産除去債務の計上により8,214千円増加して8,214千円となりました。

純資産は、新株予約権の行使により、資本金及び資本準備金が前事業年度末よりそれぞれ14,475千円増加して、資本金539,150千円及び資本準備金509,150千円となりました。利益剰余金は、四半期純利益16,821千円の計上により前事業年度末より16,821千円増加して817,558千円となりました。以上により、純資産は前事業年度末より47,376千円増加して1,834,569千円となり、自己資本比率は、前事業年度末の85.9%から95.0%となりました。

当社の資金状況については、前事業年度末に比べ617,315千円増加し、当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物残高は1,035,596千円となりました。キャッシュ・フローの状況につきましては、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社が抱える主な課題は、次の2点です。

事業環境及び市場に関する課題

当社は、ユビキタス・ネットワーク市場という潜在的に巨大な市場に挑戦しております。当該市場は、未だ形成の初期にあるため、その成長の仕方には予測困難性があります。当社は、この現出しつつある市場の中で、他社に先駆けて優れた技術や製品を投入し、先行してシェアを獲得していく考えですが、市場の形成そのものに不確実性が伴うことは避けられず、当社にとってこれに機敏に対応することが課題となります。

事業ポートフォリオに関する課題

低下傾向にあるとはいえ、携帯ゲーム分野に対する依存度は依然高水準にあります。その依存度をさらに低下させ、安定した事業ポートフォリオを形成することが課題です。そのためには、本格的に稼働を始めたデータベース事業をさらに成長させること、ならびに前事業年度中に販売を開始した新製品QuickBootを次なる事業の柱となるよう投資育成していくことが必要です。当事業年度は、新しい事業の柱を育成することに尽力して参ります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	312,000
計	312,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	85,570	85,570	大阪証券取引所 (NEO)	当社は単元株制度 は採用しておりま せん。
計	85,570	85,570	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

平成16年12月24日開催の臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	59
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	590
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,000
新株予約権の行使期間	自 平成19年1月1日 至 平成24年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場(国内外を問わず)に上場した日より1年経過したときより行使できるものとする。

新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。

ア. 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。

イ. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。

ウ. 当社株式上場日より3年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。但し、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。

2. 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行うときは、株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会決議において以下の定めがなされた場合に限り、完全親会社に新株予約権を継承することができる。

承継する新株予約権の目的となる株式の種類及び数

完全親会社の普通株式とし、当社普通株式1株当たりの完全親会社株式の割当比率により株式数を決定し、1株未満の端数は切り捨てる。

承継する新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

次の算式により決定し、1円未満の端数は切り上げる。

承継後払込価額 = 承継前払込価額 × (1 ÷ 当社普通株式1株当たりの完全親会社株式の割当比率)

承継する新株予約権の行使期間

当初の権利行使期間とし、承継時に行使期間開始日が到来しているときは、株式交換又は株式移転の効力発生日から当初権利行使期間の満了日までとする。

承継する新株予約権の行使の条件及び消却

当初条件どおりとする。

3. 平成19年6月18日付で、株式1株につき10株の株式分割を行っております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

平成18年6月30日開催の定時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	299
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,990
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,000
新株予約権の行使期間	自 平成21年4月1日 至 平成27年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,000 資本組入額 17,500
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注)1. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場(国内外を問わず)に上場した日より2年経過したときより行使できるものとする。

本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。但し、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。

新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数ではない場合は、整数に切り上げた数とする。

- ア. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。
- イ. 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
- ウ. 当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
- エ. 当社株式上場日より5年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとする。

3. 平成19年6月18日付で、株式1株につき10株の株式分割を行っております。

平成18年10月30日開催の臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	58
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	580
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,000
新株予約権の行使期間	自 平成21年4月1日 至 平成27年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,000 資本組入額 17,500
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、上記の権利行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した日より2年経過したときより行使できるものとする。

本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。但し、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。

新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数ではない場合は、整数に切り上げた数とする。

- ア. 当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。
- イ. 当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができる。
- ウ. 当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができる。
- エ. 当社株式上場日より5年間経過した日以降は、割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとする。

3．平成19年6月18日付で、株式1株につき10株の株式分割を行なっております。

平成20年6月20日開催の定時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	784
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	784
新株予約権の行使時の払込金額(円)	39,613
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成28年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 39,613 資本組入額 19,807
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注)1．新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することが出来る。但し、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。

新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の割当日の翌日より2年間経過した日以後において各割当数の一部又は全部を行使することができる。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする。

ア．本新株予約権の割当日の翌日より2年間経過した日より1年間は、全体の割当数の25%まで、新株予約権を行使することができる。

イ．本新株予約権の割当日の翌日より3年間経過した日より1年間は、全体の割当数に対して行使済みの新株予約権の数が累計50%に達するまで、新株予約権を行使することができる。

ウ．本新株予約権の割当日の翌日より4年間経過した日より1年間は、全体の割当数に対して行使済みの新株予約権の数が累計75%に達するまで、新株予約権を行使することができる。

エ．本新株予約権の割当日の翌日より5年間経過した日以降は、全体の割当数の全てについて、新株予約権を行使することができる。

2．当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合には、株式交換又は株式移転の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社(以下「完全親会社」という。)の新株予約権を以下の条件により交付するものとする。

交付する完全親会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である株式の種類

完全親会社の普通株式

新株予約権の目的である株式の数

上記新株予約権の目的である株式の数に記載の株式数（調整がなされた場合には調整後の株式数）に株式交換又は株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる完全親会社の株式の数（以下「割当比率」という。）を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(承継後行使価額)

承継後行使価額 = 承継前行使価額 ÷ 割当比率

新株予約権の行使期間

株式交換又は株式移転の効力発生日より、当初権利行使期間の満了日までとする。

権利行使の条件及び取得条項

当初条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日(注)	970	85,570	14,475	539,150	14,475	509,150

(注) 新株予約権の行使による増加です。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年 6 月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 938	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 84,632	84,632	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	85,570	-	-
総株主の議決権	-	84,632	-

【自己株式等】

平成22年 6 月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式 数 の 割 合 (%)
株式会社ユビキタス	東京都新宿区西新宿 1 丁目23番 7 号	938	-	938	1.10
計	-	938	-	938	1.10

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最 高（円）	394,000	357,000	280,900
最 低（円）	233,700	174,300	180,000

（注）最高・最低株価は、大阪証券取引所NEOにおけるものです。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期財務諸表並びに当第1四半期会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,035,596	1,018,280
売掛金	226,471	345,420
仕掛品	18,886	-
前払費用	24,382	26,752
繰延税金資産	5,737	20,737
その他	3,506	6,348
流動資産合計	1,314,580	1,417,539
固定資産		
有形固定資産		
建物	32,435	24,242
減価償却累計額	1,516	502
建物(純額)	30,918	23,739
工具、器具及び備品	33,001	32,464
減価償却累計額	17,305	15,882
工具、器具及び備品(純額)	15,695	16,582
有形固定資産合計	46,614	40,321
無形固定資産		
ソフトウェア	118,292	98,124
ソフトウェア仮勘定	15,104	27,547
商標権	2,665	2,755
無形固定資産合計	136,062	128,427
投資その他の資産		
長期預金	300,000	300,000
差入保証金	35,602	98,407
繰延税金資産	91,009	89,981
投資その他の資産合計	426,612	488,389
固定資産合計	609,288	657,138
資産合計	1,923,869	2,074,677

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,794	6,390
未払金	10,890	53,922
未払費用	14,295	12,480
未払法人税等	1,478	157,982
未払消費税等	6,522	20,138
前受金	32,167	30,153
未払配当金	2,259	2,325
預り金	5,676	4,091
賞与引当金	1,000	-
流動負債合計	81,085	287,484
固定負債		
資産除去債務	8,214	-
固定負債合計	8,214	-
負債合計	89,299	287,484
純資産の部		
株主資本		
資本金	539,150	524,675
資本剰余金	509,150	494,675
利益剰余金	817,558	800,737
自己株式	38,511	38,511
株主資本合計	1,827,347	1,781,576
新株予約権	7,221	5,617
純資産合計	1,834,569	1,787,193
負債純資産合計	1,923,869	2,074,677

(2) 【四半期損益計算書】
【第 1 四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第 1 四半期累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)	当第 1 四半期累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月30日)
売上高		
ソフトウェア使用許諾売上高	159,725	183,987
サポート売上高	25,087	14,232
ソフトウェア受託開発売上高	14,000	-
売上高合計	198,813	198,219
売上原価	41,599	34,089
売上総利益	157,214	164,130
販売費及び一般管理費		
役員報酬	16,350	19,550
給料及び手当	24,613	31,801
賞与引当金繰入額	270	350
法定福利費	2,657	3,352
減価償却費	1,076	1,302
不動産賃借料	8,236	3,886
支払手数料	22,318	21,896
消耗品費	1,058	865
研究開発費	24,694	27,194
その他	11,817	23,713
販売費及び一般管理費合計	113,093	133,913
営業利益	44,121	30,217
営業外収益		
受取利息	1,196	260
為替差益	32	-
雑収入	2,044	1,421
営業外収益合計	3,273	1,681
営業外費用		
為替差損	-	53
営業外費用合計	-	53
経常利益	47,394	31,845
税引前四半期純利益	47,394	31,845
法人税、住民税及び事業税	19,638	1,051
法人税等調整額	72	13,972
法人税等合計	19,565	15,023
四半期純利益	27,829	16,821

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第 1 四半期累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)	当第 1 四半期累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	47,394	31,845
減価償却費	13,205	22,305
株式報酬費用	854	1,604
賞与引当金の増減額 (は減少)	1,000	1,000
受取利息及び受取配当金	1,196	260
売上債権の増減額 (は増加)	69,987	118,948
たな卸資産の増減額 (は増加)	-	18,886
営業債務の増減額 (は減少)	-	404
未払金の増減額 (は減少)	2,487	43,032
未払費用の増減額 (は減少)	1,618	1,814
未払消費税等の増減額 (は減少)	5,142	13,615
前受金の増減額 (は減少)	4,317	2,014
預り金の増減額 (は減少)	7,125	1,585
その他	2,619	894
小計	132,467	104,834
利息及び配当金の受取額	2,393	2,393
法人税等の支払額	6,211	153,559
営業活動によるキャッシュ・フロー	128,649	46,331
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	235	536
無形固定資産の取得による支出	12,135	27,504
定期預金の払戻による収入	-	600,000
差入保証金の回収による収入	-	62,804
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,371	634,764
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	3,250	28,950
配当金の支払額	42,288	66
財務活動によるキャッシュ・フロー	39,038	28,883
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	77,239	617,315
現金及び現金同等物の期首残高	438,825	418,280
現金及び現金同等物の四半期末残高	516,064	1,035,596

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益は、それぞれ277千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は8,193千円です。

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在) (千円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在) (千円)
現金及び預金勘定	現金及び預金勘定
1,116,064	1,035,596
預入期間が3か月を超える定期預金	預入期間が3か月を超える定期預金
600,000	—
現金及び現金同等物	現金及び現金同等物
516,064	1,035,596

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 85,570株
2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 938株
3. 新株予約権等に関する事項
ストック・オプションとしての新株予約権
新株予約権の四半期会計期間末残高 7,221千円
4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(金融商品関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

ストック・オプションに係る当四半期会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価	1,023千円
販売費及び一般管理費	581千円

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

当社は、組込みソフトウェア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 21,591.68 円	1株当たり純資産額 21,294.92 円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 332.93 円	1株当たり四半期純利益金額 199.57 円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 327.56 円	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 189.17 円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第1四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	27,829	16,821
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	27,829	16,821
期中平均株式数(株)	83,587	84,289
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	1,371	4,631
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で前事業年度末から重要な変動があったものの概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当社はリース取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月12日

株式会社ユビキタス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅 枝 芳 隆 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 野 明 宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユビキタスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第9期事業年度の第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ユビキタスの平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8 月 6 日

株式会社ユビキタス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板 谷 宏 之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 野 明 宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユビキタスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第10期事業年度の第1四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ユビキタスの平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。